

【学校いじめ防止基本方針(概要)】

《いじめの防止等について》

I 基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、本校の「いじめ防止基本方針」(本校のホームページに掲載)を定める。教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を特定の教職員が抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

命を尊び、思いやりの心を養うとともに心身を鍛え、たくましく生きる生徒を育成する。

II いじめ防止対策組織について

組織として対応するために、教職員を中心として組織した、校内「体罰・いじめ・不登校防止対策委員会」と、地域の有識者、地域の関係機関等の代表者及び保護者等で教育に関する理解及び識見を有する外部の方を中心として組織した、校外「学校飛翔委員会(旧体罰・いじめ・不登校防止対策委員会)」の2つを設置する。

(1) 校内「体罰・いじめ・不登校防止対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談係、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネータ、体罰・いじめ・不登校防止対策主任(スクールカウンセラー)

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教職員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

(2) 「学校飛翔委員会(旧校外体罰・いじめ・不登校防止対策委員会)」について

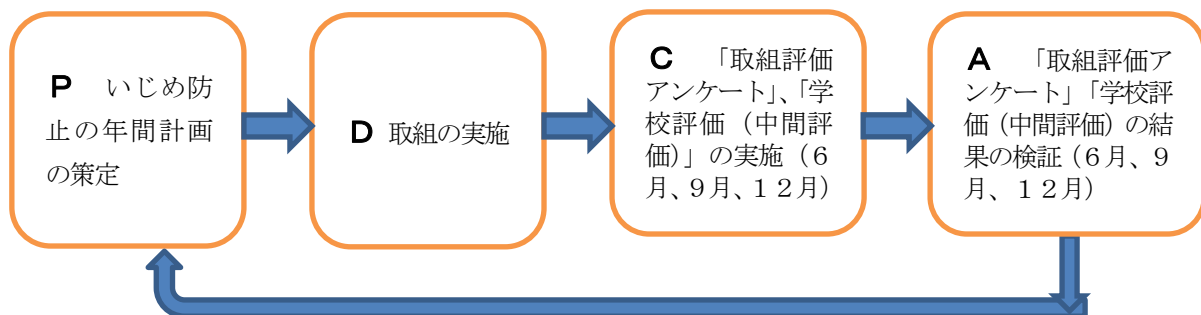
別に定める、「愛知県立豊川工科高等学校飛翔委員会設置要綱」に基づき進める。

ア 委員会のメンバー

校長、教頭、事務長、学校評議員、保護者代表、地元有識者、体罰・いじめ・不登校防止対策主任

(3) 校内「体罰・いじめ・不登校防止対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証(PDCAサイクル)



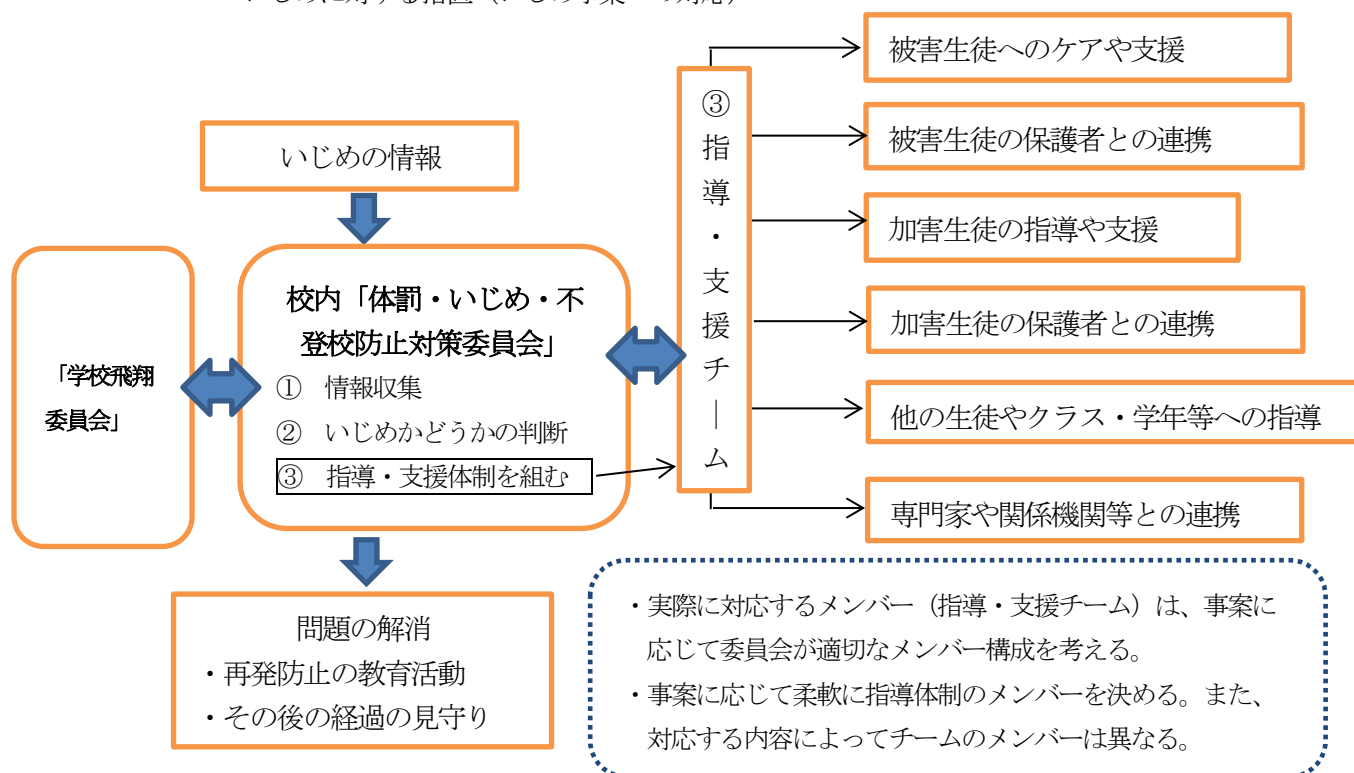
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・校内「体罰・いじめ・不登校防止対策委員会」及び「学校飛翔委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修等で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、ホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、校内「体罰・いじめ・不登校防止対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

III いじめ防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修の充実・・・教職員のいじめに対する共通理解と適切に対応できる力の向上
- イ 道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進
- ウ 公開授業等を通じた授業改善・分かりやすい授業づくり
- エ 教職員の言動がいじめを助長することのないような指導の在り方

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめの積極的認知・・・生徒のささいな兆候を見逃さない
- イ 組織的な対応・・・校内「体罰・いじめ・不登校防止対策委員会」で対応
- ウ 定期的な「体罰・いじめ・心のアンケート調査」(年3回)の実施、教育相談の充実

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら校内「体罰・いじめ・不登校防止対策委員会」で組織的に対応
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を実施
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等との連携
- オ いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくり
- カ ネット上のいじめへの対応(必要に応じて警察署や法務局等とも連携)及び情報モラル教育の充実